

第 4 回 新水道ビジョン推進協議会 議事録

開催日時：平成27年 1 月19日（月） 9：30～12：00

開催場所：日本水道協会 8 階第 4 会議室

出席者：滝沢教授（議長）、青木部長、秋葉統括研究官、安藤専務理事、江郷専務理事、小笠原技術アドバイザー、岡部上級アドバイザー、奥村会長、木村部長、北事務局長、高澤水道計画指導室長、玉野井課長、長坂水道水質管理官、原理事、仁井専務理事、松田課長補佐、水谷代表理事、宮崎課長、與三本運営委員長、若松事務局長（50音順）

○ 松田課長補佐

それでは、定刻より若干早いですが、皆様そろいましたので、新水道ビジョン推進協議会を開催いたします。本日は、今年度としては第1回、通算では第4回となります。

まず初めに、水道課長の宮崎より挨拶をさせていただきます。

○ 宮崎課長

おはようございます。水道課長の宮崎でございます。皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

この新水道ビジョンも策定からもうすぐ丸2年になろうとしております。この間、この推進協議会、あるいは地域におきます懇談会等で水道に関する多くの関係者との連携、あるいは意見交換を行ってまいりました。そういうことを通じまして新水道ビジョンの推進を図ってきたところであります。

司会からありましたように、この協議会自身は今回で4回目ということで、フォローアップで書いておりますような、取り組むべき方策ごとに国や関係団体がロードマップに基づいてどういう活動してきたかということをご説明、ご披露いただきながら進めてまいりたいと思っております。今回からは全国管工事業協同組合連合会からも参画をいただいておりますので、現場の立場からもご発言いただきますようお願いしたいと思っております。

予算に関しましては、1月9日に26年度の補正予算、14日に27年度の当初予算の閣議決定ありまして、先週、こういう専門紙で報道されておりますので、水道関係の予算につきましては、皆様ご存じの方が多くかと思えます。本日の参考資料にもおつけしておりますが、状況としては、一言でいって厳しい状況が続いているといわざるを得ないと思えます。

当初予算では、若干の増加が認められたことも事実でありますけれども、50億円という小さな規模であります。補正予算も、昨年度の補正予算に比べますと、全体の規模が小さかったこともありまして 250億円ということですので、これでは、例えば管路の更新率0.76%の世界をやっとの思いで維持するのが精いっぱいでありまして、0.76%ということは、割り戻しますと、管路を全部とりかえるのに 130年もかかるという状況が続いております。ですから、全国の投資規模としてはもっと必要だと水道課としては考えておりますけれども、そうはいつでも一度には増えないものですから、今まで減少傾向だった予算を少しでも反転、これから増やしていくことをみんなで努力していかなければいけないと考えております。

この新水道ビジョンでは、安全、強靱、持続ということを掲げております。皆様と連携いたしまして、この水道を次の世代に継続して使えるようなシステムとして渡していくということが非常に重要であると感じておりますので、本日は皆様方の最近の取組の状況につきましてご披露いただきまして、今後の進め方について議論ができれば幸いです。よろしくお願いいたします。

○ 松田課長補佐

それでは、続きまして、出席者の紹介をさせていただきたいと思ひます。

本日は、日本水道協会の尾崎理事長が欠席ではございますが、尾崎理事長の代理として木村部長、玉野井課長に出席をしていただいております。よろしくお願ひいたします。

また、そのほかの団体の方々、水道課も出席しております。よろしくお願ひいたします。

また、先ほど宮崎からも紹介がございましたけれども、今回から新水道ビジョン推進協議会開催要領の推進協議会参画団体の変更に基つきまして、滝沢議長を初め、出席者の皆様にも事前にご相談した上で、新たに全国管工事業協同組合連合会にも参画いただいております。代表として原様にご出席いただいております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、配付資料の確認ということでお願ひしたいと思ひます。

まず、お手元の資料でございます。議事次第が表紙にございますけれども、めくっていただきますと、一枚物として協議会の出席者名簿、それと座席表、裏表になったものがございます。その下に資料1—1、国における取組の進捗状況。その次に、資料1—2、新水道ビジョン推進のための地域懇談会の結果報告。資料2、各団体における取組の進捗状況。資料3、主要事項の取組の進め方。また、さらにその下に参考1から5の5つの資料をつけております。不足等があればお申しつけいただければと思ひます。

それでは、次に会議の進行でございますけれども、本協議会の開催要領に基つきまして、第1回協議会でご承認いただいております滝沢議長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○ 滝沢議長

改めましておはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本新水道ビジョン推進協議会でございますけれども、関連団体におきまして、新水道ビジョンの進捗状況を確認しながら互いに協力し、着実にビジョンの施策の実現に向けて進めていくという目的で、年に1回から2回のペースで開催しているところでございます。本日、限られた時間ではございますけれども、どうぞ闊達なるご意見をお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の議事、事務局から4題掲げてございますけれども、これに沿って進めてまいりたいと思ひます。

初めに議事の(1)でございます。国における取組の進捗状況についてご説明をお願ひいたします。

○ 松田課長補佐

それでは、事務局から資料1—1と1—2について説明させていただきます。

まず、資料1—1でございます。国における取組の進捗状況でございます。

まず、めくっていただきますと、制度的対応の検討ということでございます。新水道ビジョンにおける位置づけとしては、人口減少社会に対応した制度の検討及び構築ということでございます。

これまでの取組状況でございますが、人口減少社会において国が事業体へ関与できる制度設計の検討という部分について今行っているということでございます。表にも示しておりますけれども、平成25年度末の状況で大臣認可の事業体は481事業体でございますが、事業計画の計画期間が既に超過している事業体が481事業体のうちの237ということで49.3%、約半数でございます。そのうち、さらにアセットマネジメントを実施していないものが38ということで、全体でいうと1割ほどが計画期間も超過しているし、アセットマネジメントも実施していないということでございます。アセットマネジメントの実施事業体というのは481事業体のうち400事業体、83.2%でございますけれども、うち、水道事業ビジョン、基本計画に反映しているのは100事業体にとどまっております。

そういうことで、アセットマネジメントは実施しているけれども、実際に事業の実施に関する計画に反映できている状況にはまだないのかなと考えております。こういった現状を今整理しているということでございます。

そこで、こういった人口減少社会において、国がもう少し事業体に関与できる仕組みを考えられないのかということでございます。今の水道法では、一回事業認可を行った後は、給水区域を拡張

すとか、給水量が増加すとか、そういった分には変更認可の義務づけがあるわけですが、実際に縮小していくという部分においては、認可制度を通じて国が関与するというにはできていない。そういう意味で、今、水道法第39条第1項の報告徴収を活用して水道事業体にもう少し関与できるようなことを考えているというところでございます。

また、そういった取組に関連して、中長期を見据えた事業計画のモデル検証ということで、こういった事業計画書作成手引きの案を今検討しているところでございます。実際に事業計画の作成の手引きをつくるに当たっては、具体的事例による検証が必要ということで、2つの事業体に協力していただいて、今モデル検証を実施しているというところでございます。

課題としては、例として示しますが、40年以上の人口等の予測をもとにした事業計画を策定するため手法。あとは、こういった長期予測の不確実性などの留意点の記載が必要だと。また、アセットマネジメントの結果と事業計画との関係といった点を、アセットマネジメントやりっ放しでいいということではなくて、事業計画にもしっかりと反映させていくという点についても留意して、手引きの検討を今も進めていますし、また今後、さらに具体化をしていこうというところでございます。

今、こういった取組状況を紹介させていただきましたが、今後、取組と検討課題として、目標年次を超過した事業体が多数。効果的な制度となるような報告徴収の対象事業者、また報告徴収をすべき事業者の優先順位も含めて検討していきたいと思っております。

また、事業計画書の作成の手引きの検討に当たっては、総務省から昨年8月29日付の通知で経営戦略の策定が出されております。この点は総務省の取組とも連携した中長期を見据えた事業計画書の作成手引きが必要ではないかということで考えているところでございます。

めぐりまして、2枚目に行きますと、地方分権改革における水道法における水道事業等の認可権限移譲ということでございます。この事項につきましては、新水道ビジョンを策定する中で、また工程表を策定する中では、話題としては出ていなかったものでございますけれども、今年度から広島県、中国知事会など7団体から、今の国の水道事業の認可権限について都道府県に移譲してほしいという提案が政府の分権改革の部分でなされた。

それを受けて、内閣官房に設置されている分権改革有識者会議を通じて水道事業の認可権限について移譲すべきかという点について議論いただいて、それについて厚労省水道課としても今の都道府県の現状等を説明させていただいて、その上で対処方針について議論してきたというところでございます。この中で、昨年10月29日に開催された分権改革有識者会議提案募集検討専門部会で対応方針(案)を公表しております。現在、27年1月中の閣議決定を予定しているというところでございます。

この対応方針(案)について紹介させていただきますが、広域化などを推進する水道事業基盤強化計画、これはまだ仮称ですけれども、を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望する者に対して、都道府県内で水利調整が完結する水道事業、水道用水供給事業、そのうち都道府県が経営主体であるものを除くといったものについてを対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、水道用水供給事業との事業統合を行うことを水道事業基盤強化計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。このような方向で分権改革の事務局とも調整して、閣議決定を予定しているというところでございます。

当初、都道府県の衛生行政の体制が非常にまちまちである、全国的な移譲は非常に厳しいということは我々としても主張してきました。また、新水道ビジョンに示すような広域化とか老朽化更新、耐震化というのをやはり都道府県にもう少ししっかり取り組んでいただきたいといったような主張をさせていただいて、このような対応方針(案)につながっていったというところでございます。こういった権限移譲を行うという部分ですが、意欲的な都道府県に水道事業の認可権限を移譲することで、老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進といった水道事業の基盤強化について、都道府県の主導権発揮を促していきたいと考えております。

2番目に、基盤強化に関する計画でございますが、どのような中身を定めるかという点については、今後さらに具体化していく必要がありますが、具体的には広域化、または計画的更新と耐震化、

水質管理、こういったテーマがあるのではないかと思います。こういう計画の策定を権限移譲の前提条件にすると考えております。

次に、3番目に、手挙げ方式の権限移譲でございます。

繰り返しになりますけれども、都道府県の重要施策の推進体制、水道事業の監視体制はばらつきがございますので、業務監視体制や広域化などを推進する取組について一定の条件を満たした者について、希望する都道府県について手挙げ式の権限移譲を行うということで考えております。

具体的にどのような規定を活用するかという部分については、既に水道法第46条に都道府県の権限移譲規定がございますので、この権限移譲の規定を根拠として、今回の対応方針(案)に示されるようなスキームが実現するような規定を今後設けていくことを検討していくと考えてございます。

今後の進め方でございますが、対応方針の閣議決定を踏まえて、地方分権改革に関する制度改正とあわせて所要の改正を行って、施行の準備を行っていきたくと思います。権限移譲を認める一定の条件、水道事業基盤強化計画に定めるべき事項、また、都道府県の監視体制といったものについては具体化していく検討を行っていきたくと考えております。

次のページに行きまして、アセットマネジメントの活用促進でございます。これについては、ビジョンによる位置づけと財源確保、施設の再構築などを考慮した計画に基づく持続可能な水道事業運営ということでございます。

取組状況でございますが、簡易支援ツールを活用しながら、全国各地で研修会を通じて周知を図っているということでございます。その結果、アセットマネジメントの実施状況は24年から25年にかけて、率としては非常に高くなってきているということでございます。

今後さらにアセットマネジメント未実施の事業者にもっと活用を促していくことを考えなければいけません。後ほど紹介します地域懇談会などの機会を通じて、アセットマネジメントの取組事例を紹介していくということもあるのではないかと思います。また、研修会の実施や簡易支援ツールの改良も検討していきたくと思っております。

その次のページに行きまして、重要給水施設・配水管の耐震化でございます。給水区域内の重要な給水施設への供給ラインの耐震化を優先的着手する。施設の重要度に応じた耐震化を進めるというのが新水道ビジョンにおける位置づけでございます。

工程表の中では、重要給水施設管路の耐震化に係る調査を行うということが示されていたわけですが、その現状について調査をしております。重要給水施設の基幹管路の耐震適合率が39%となっております。また、26年度においては、管路の耐震性能評価検討会の報告書が26年6月に出されております。この報告を都道府県を通じて水道事業者の方に紹介する際に、既存管路の更新に係る優先順位づけ、管路の耐震化に供する管種、継手の選定等を事業の実情を考慮して適切かつ効率的に行っていただくよう周知しているところでございます。

今後の取組としては、引き続き耐震化にかかわる調査の継続、公表を行っていくということですが、新水道ビジョン、また国土強靱化基本計画において目標が定められています。その目標の達成に向けてどのように対策を実施させていくかという具体的な実施方針が根本的な課題でございますので、ここはまたしっかり考えていかなければいけないと考えております。

次に、水道施設の耐震性評価、耐震化計画の改定でございます。これについては、ハード、ソフト両面の強靱な水道の構築に向けた耐震性評価に関する検討を行う。また、耐震化計画策定の指針を作成し、耐震化の推進を図るというのが位置づけに書かれております。

これまでの取組でございますが、管路の耐震性評価の実施。これは先ほど紹介しました報告を26年6月に公表しております。耐震化計画の策定指針については、東日本大震災の知見、耐震化を進める上での阻害要因を踏まえて有識者会議を設置して、この指針の改定作業の検討を開始しているところでございます。また、水道耐震化のプロジェクト会議への参画ということで、住民協働キャンペーンを通じた耐震化の情報発信をしているということでございます。このほか、耐震化の状況の調査結果、耐震化計画の策定状況の調査結果を表1、表2のとおり公表しております。

今後の予定、直近では耐震化計画の策定指針の改定、普及というのが予定でございますが、まだ耐震化率が非常に低い状況にございますので、今後の検討課題として水道耐震化プロジェクト

会議を何らかの形で継続していく、また、さらに発展していくことが必要ではないかと思っております。情報発信などの全国展開方策を検討していく必要があると考えております。また、浄水施設の耐震化率が非常に低い状況になっております。新たな耐震性能評価手法の確立による耐震化を推進していくことが課題ではないか。これは次年度以降の取組ということで考えております。

次のページに行きまして、広域化の推進でございます。新水道ビジョンにおける位置づけとしては、給水人口、給水量が減少した状況でも安定的な事業運営が可能となるような広域化に取り組んで、最適な事業形態の水道を実現するというところでございます。

これまでの取組としては、都道府県水道ビジョンの作成の手引きの見直し。都道府県広域化を推進するに当たっての課題整理、推進策の検討。予算との関係もございしますが、広域化を促進させる財政支援策の検討と。今まさに予算の額が決まってきたということです。今、これを具体化する作業の真っ最中でございます。また、大・中規模の事業者が小規模事業者との統合における促進策の検討は今行っているところでございます。

今後の取組と課題としては、官民連携形態の長所、短所の整理をして、導入を検討する事業者を技術的に支援していく。また、先ほど紹介しました地方分権改革における水道事業基盤強化計画の策定事項の内容を検討するというのが今後の課題でございます。

次に、水安全計画でございます。ビジョンでは、水安全計画の策定を推進し、その実効性の向上をということでございます。

現在の取組状況でございます。水安全計画の策定ガイドライン等を策定してきているところでございますが、策定率はまだ非常に低い状況だということでございます。今年度は簡易版の支援ツールを開発しているということで、説明会を随時実施しているところでございます。

今後の取組としては、こういう支援ツール簡易版を完成させて、中小事業者でも水安全計画を策定できるように支援、推進する。より簡易に策定できる方策をさらに検討していくとともに、また水安全計画に準じた取組を促進できるような方策を考えていきたいと思っております。

次に、水源保全のための連携及び理解の促進と。新水道ビジョンにおける位置づけとしては、連携した水源保全の取組ということでございます。

現在の取組状況でございます。浄水施設の対応が困難な物質の抽出ということで、利根川のホルムアルデヒド問題をきっかけとして始めたわけでございます。それで今、水質基準逐次改正検討会において議論をしている中では、浄水処理対応困難物質という項目を設定しようと。そのことで排出側での管理促進、水質事故の把握のための体制整備を行っていく。また、対象物質のリスクの把握を行っていくと。あと、影響緩和措置の対応能力の強化を行っていくということを含めて検討しているということでございます。

今後の取組でございますけれども、ことしの2月に生活環境水道部会が開催されて、審議されて、了承されれば、浄水処理対応物質の設定について通知をしていこうと。環境省、経済産業省を通じて排出者の注意喚起も行っていこうと。また、対象物質の情報収集は引き続き行っていこうと考えております。

その次のページに行きまして、指定給水装置工事事業者制度ということでございます。これにつきましては、新水道ビジョンにおける位置づけとして、指定工事事業者のレベルアップを人材育成、また不適切施工、工事事業者とのトラブルをなくし、住民の信頼性確保をということでございます。

これまでの取組状況でございますが、どちらかという、この制度がなぜできていて、どういう問題が起きているかということが示されているということでございますが、指定工事店制度は平成8年に規制緩和の流れで水道法を改正して創設したと。法に基づく一律の基準で工事店の指定数というのは、法が施行された当初に比べて約9倍に急増しているということでございます。このような点から、指定工事店の実態把握、指導が困難な状況が出てきているということでございます。また、給水装置工事の技術的管理を行う給水装置工事主任技術者の国家試験を毎年度実施していて、免状発行者は延べ人数で約27万5,000人ということでございますが、無届け工事、施工不良などが発生して、技術力の低下が懸念されているということでございます。長期的視点に立って継続して技術者を確保していくことが必要だと。このため、日水協さんや全管連さんからは、指定工事店の更新制度の創設の要望がございまして。

今後の取組として、関係団体とも連携して、水道事業者等へのアンケートを行って、トラブルの状況、指定工事店制度の問題点など実態を把握していくこと。また、給水装置工事主任技術者の技術力確保を図る取組の検討を進めるといった点が今後の課題ということでございます。

続きまして、資料1—2について、厚労省水道課が主催している地域懇談会の結果を簡単に紹介させていただきたいと思っております。

これまでは25年度、26年度、2年間で全国6ブロックに分けて地域懇談会を開催しております。懇談会では、全国の水道事業者の先進事例を情報共有と。あわせて、テーマを決めて、それぞれのブロックごとにいろいろと意見交換を行っていくということでございます。2.1が開催概要ということで、6つの会場でどのようなことが発表されたかということに参加人数も含めて紹介しております。

2ページ目に行きまして、議事進行としてどういう進め方をしたかという点については、最初にビジョンの概要を説明した後に、それぞれのブロックごとに先進事例を3人から4人ほど紹介していただくと。それが終わった後に、紹介した事例のテーマを中心としてグループディスカッションを行って、問題認識や情報の共有を図っております。

その点について、懇談会で出た主な意見としては、3ページ目にお示しております。さまざまな議論が出ていますので、そこは参考資料におつけしてありますが、特に主要なものについて紹介させていただきますと、アセットマネジメントについては、資産に関するデータがそろっていない。そういう場合の対応方法を検討する必要があると。

水質保全対策の部分については、検査を委託する際の信頼性を確保する際のチェック体制の確保の点が課題であると。

広域化の推進としては、都道府県、地域の主要な事業者がその役割、リーダーシップをもって担っていくべきではないかという点。また、広域化を実際に進めるには、何らかのインセンティブが必要ではないかという点。

官民連携の推進でございますが、その辺の適正な連携のあり方、給水停止の判断、工事の発注など、民間に任せることに不安のある業務は連携のあり方が必要だと。また、危機管理上の必要となる連携方策も考えておく必要があるというご指摘がございました。

小規模水道でございますが、給水車で配るような方式といった多様な手法の水供給も認めていくべきではないかというご指摘がございました。

ビジョンの取組ということで、水道事業ビジョン作成後の評価、評価結果のビジョンへの反映についても検討して実施方法を整理する必要があるのではないかとご指摘がございました。

ということで、詳細については参考資料にお示しておりますが、かいつまんでご報告させていただきました。国からの取組としては以上でございます。

○ 滝沢議長

どうもありがとうございます。

それでは、ご説明いただきました1—1と1—2について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。順不同でお願いしたいと思います。何かお気づきの点、ございますでしょうか。

都道府県水道ビジョン作成手引きの見直しを行っていて、これと先ほどの地方分権改革のお話はやや連動するような格好でお考えでしょうか。

○ 松田課長補佐

都道府県水道ビジョン作成の手引きというのは、地方分権に先行して見直しをして周知をしておりますけれども、こういったビジョンの作成の手引きを活用して、できるだけ都道府県に主体的にビジョンをつくっていただきたいと。その流れの中で、権限移譲、地方分権の中で具体的に広域化なり耐震化なりの取組をさらに具体的にさせていただきたいなど。その上で我々が求めるものと一致していれば権限移譲していくということを我々としても考えていきたいなどと思っております。その意味では関連があるのだと思っております。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。ほかに何か。

○ 水谷代表理事

水道運営管理協会の水谷でございます。

現状抱えている問題の中で老朽化施設の更新という問題があると思いますが、そのキーワードについては、このペーパーの中で特に触れられていないということに関する理解に関しては、アセットマネジメントの中でその辺の条項をあぶり出しにして対応していくという理解でよろしゅうございましょうか。

○ 松田課長補佐

まさにアセットマネジメントを実施していく中で、ただアセットマネジメントを実施するだけではなくて、実際に事業計画に反映していく中で老朽化更新を計画的に実施していくことが大事なのだと思います。そういう意味で、老朽化更新という部分は、アセットマネジメントだけではなくて、いろいろな要素が入っている。耐震化とも当然セットで行っていくべきだと思いますので、あらゆる点について非常に大事な施策の柱だと思います。

○ 滝沢議長

ほかにご意見があればどうぞ。

○ 仁井専務理事

日本水道工業団体連合会の仁井でございます。おまとめいただきありがとうございます。

率直に申し上げて、国がということですが、国の基本であります権限行使でありますとか、それに近いところにもうちょっとと言及していただきたいな、あるいはそういう踏み込みをしていただきたいなという気がいたします。特に文字では書きづらいところはあるかと思いますが、今後の進め方については、そういったニュアンスを出していただければなと。メニューはそろっているのですが、それを引っ張っていくドライビングフォースなり、押し込んでいくもの、あるいはペナルティーなり、そういう部分について行政としてのスタンスでやっていただければなと思います。議論する時間は、資料3をもとにした議論の中であると思いますので、中身についてはそうさせていただきます。

ちょっと気になりますのは、地方分権改革云々というところで、水道事業基盤強化計画云々とあるのですけれども、これは権限移譲にかかわる話ですので、事業運営の施策的な部分と行政としての権限行使にかかわる部分というのはやはり整理したほうがいいのかと。先ほど県の水道ビジョンをもとにしてというお話がありましたけれども、事業全体としてどうガイドしていくのかという話と、認可権者としてどういうところで権限を発揮していくのかというのは少し違うのかなという感じがございます。どちらかという、まず行政は行政として認可権限をきっちり行使する、あるいはいい事業を実施するために認可権限を行使するための枠組み、制度をつくるということが最低限必要なのかなと私は思っております。

以上です。

○ 滝沢議長

議論の時間は一番最後に少し設けてございますけれども、今の段階で何かご回答はございますか。

○ 松田課長補佐

今後の進め方のところではっきりしない部分があるという点は確かに認めざるを得ない部分はあるのですけれども、我々としては、こういう権限移譲、予算制度、あとは権限移譲と絡ませた形での水道事業の監督権限の強化とか、そういった点も含めて考えていかなければならないと思っております。その点については、今後の課題として我々としても受けとめております。

以上です。

○ 滝沢議長

特に先ほどの水谷さんのご質問でも、アセットマネジメントのお話とか老朽化施設の更新に対して、一番最初にあります長期的な計画の目標年次を超過している事業体が半数近くあるというところで、やはり強力に指導していくべき部分もありますので、またご検討いただければと思います。

ほかに何かご意見、ご質問はございますか。

○ 與三本運営委員長

水管協の與三本でございます。

参考資料3で、先ほど地域懇談会の発表概要と、その後、意見がそれぞれあるのですけれども、これらの意見に対して、その場で国から何かご説明されたということはあるのでしょうか。例えば、5ページ目の官民連携などで、どういうことなのかとか、質疑はあるのですけれども、アンサーとして何か話されたようなことがあれば教えていただければと思います。

○ 松田課長補佐

6つの会場で、またそれぞれの会場ごとに6つから8つぐらいのブロックに分けてグループディスカッションを行っておりまして、そこにはうちの水道課の職員も必ず1名以上は配置して議論しているということでございますけれども、できるだけ水道事業者さん同士の議論が大事なのかなということで、余り議論が低調な場合は、我々としてどうかみたいな話もして議論を盛り上げるようなファシリテーターとしての役割は担ってきたと思いますけれども、事業者さん同士の話し合いが活発になれば、我々の見解はどうかということを積極的にいうというよりは、皆さんの議論を聞く立場で参加したというところがございます。ただ、事案によって国にどうなのだと聞かれれば、その事案に応じてお答えをしたと。官民連携の話も、我々の取組を紹介させていただいたり、推進協議会の話もさせていただいたりということはさせていただいているということでございます。

○ 滝沢議長

グループでディスカッションするというメリットといえますか、平場ですと、たくさんの人のところに入っていろいろなことを聞くのはやりづらいですけれども、少数だといろいろな議論がしやすい、そういう促進をするというメリットと、今、與三本さんがご質問されたような、質問を集約されて、何回も同じような質問が出てくるようなものに関しては、厚生労働省が回答するのがいいのかわかりませんが、事業体の中でも、そういうことの経験をもったところから経験をどこかでお話しいただくとか、自分が発した質問に対して、そのグループの中で回答できる人が仮になくても、どこかから回答が伝わるような仕組みを、また来年度やられるようでしたら、少しご検討いただければいいかなと思います。

○ 松田課長補佐

特に官民連携の部分については非常に重要な取組だと思っておりますので、今回もテーマとしては、例えば中国会場で、水みらい広島さんの取組を広島県さんからも紹介させていただいたりしましたけれども、今年度はテーマをいろいろ絞って、さらに深掘りできるような取組をちょっと考えていきたいなど。その中でも特に官民連携というのを注視していきたいなどと思います。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。ほかにご質問ございますか。よろしいですか。それでは、もしご質問があれば、戻ってということでも結構ですけれども、最後に少し時間をとってございますので、先に進めさせていただきますと思います。

では、議事の2番目ですけれども、各団体から取組の進捗状況についてということでご報告をいただきたいと思います。なお、会議の都合上、多くの団体の方々にご出席いただいておりますので、前半と後半に分けてご発表いただきたいと思います。

この部分の司会進行は日水コンさんのほうでお願いします。

○ 日水コン（榊原）

それでは、お手元の資料2をごらん下さい。各団体における取組の進捗状況ということで、皆様にご説明いただきたいと思っております。

説明の順番につきましては、目次にありますこの順番でお願いいたします。

▼日本水道協会

○ 木村部長

工務部長の木村でございます。説明させていただきます。

日本水道協会では、新水道ビジョンのロードマップの中に17項目ほど取り込まれておりまして、この中で、安全、持続、強靱という区分で分けさせていただいて、特に進捗しているといえますか、ご説明したい点について掲げさせていただきました。切り口的には、安全など相互にかかわっていくこともあるかと思いますが、安全、持続、強靱の順に説明させていただきます。

まず、安全につきまして3ページでございます。

安全につきましては、水安全計画の導入は大きな課題ということで、日水協も水安全計画策定のための普及促進ということで取り組んでおりまして、厚生労働省との連携によっていろいろ業務委託等も受けておりますが、具体的に私どもがやっておりますのは、後ほど研修会の回数のご説明しますが、窓口として研修会、講習会の中での説明、また個別の電話、問い合わせ等に対する助言等を通じまして、促進を図っているところでございます。あと、現在、水道維持管理指針の改訂をやっております、この中でも水安全計画の考え方についてをきちっと反映していくという方針のもと、水質管理の徹底の促進と水安全計画の策定支援をしていければと思っております。

(2)番目でございますが、GLPでございます。これは平成17年業務開始いたしまして、現在25年で101件、26年で114件にもなりまして、信頼性を得るために非常に積極的に取得が進んでいるところでございます。

次のページでございます。強靱ということで、個別には耐震化の推進ということで、最近では耐震を進めていくためにどうすればいいか、技術的に非常に高度な技術が必要でございますので、いろいろ問い合わせがございます。日本水道協会では、耐震工法指針がございますが、もう少しわかりやすくするために、耐震設計の事例集を水道事業者向けに公開しております。それと、「耐震設計の手引き」という入門書を発刊しておりまして、発刊の前の12月18、19日にこの手引きを用いた研修会を開催しましたところ、かなりの人数が集まっております。この研修会につきましては、さらに来年度も定期的に続けていきたいと思っております。

(2)番目は、耐震化の推進プロジェクトでございます。これは既に皆様ご存じのとおりでございますが、25年度はモデル地区として静岡県でのPR活動、26年度は座間市上下水道部、坂戸・鶴ヶ島水道企業団モデル事業者としてキャンペーンを実施することとしています。年度末には国連防災世界会議に参加する予定となっております。

次に、持続でございます。現在、水道事業ガイドラインを改訂しておりまして、新水道ビジョンの各項目との整合を図りつつ、新しい水質基準等の関係法令と整合を図ってまいります。あと、関係事業者からわかりづらいつか数値の説明が不足しているという要望への対応等、現規格を補足しなければならない点もございますので、それらを含めまして改訂を進めております。現在、アンケートを実施しておりまして、厚生労働省の意見もいただきながら、今年度末に完成させたいと思っております。

広域化の推進につきましては、官民連携推進協議会への参画でお手伝いさせていただいておりますが、日本水道協会としてもプラットフォームをつくりまして、そこの中にいろいろな事例だとか仕組みなどを掲載しましてホームページを開設いたしました。開設したところ、かなりのアクセス数がございます。また、このプラットフォーム開設のこともありますが、個別に各事業者から事業評価だとか相談、資料提供の依頼や、これ以外にも問い合わせ等が今多く来ております。あと、広域化の推進に関しての研修も個別に

行っております。講演依頼の要望があった研修に限りましても、22年から26年までの間に26回実施しております。現在の問い合わせにつきましては、単に広域化だけではなくて、例えば耐震化、アセットを含めまして幅広い問い合わせがありますので、個別対応ではなくて、幅広い支援が必要ではないかと思っております。

アセットマネジメントにつきましても、どちらかという研修、講演会で活動しておりますが、後ほど紹介いたします通常の一般研修の中にもこの内容を必ず盛り込んでご説明しているところでございます。

次、持続でございます。料金制度の最適化ということで、水道料金算定要領の見直しを今検討しているところでございます。アンケートを実施しまして、その結果を踏まえまして、今年度に結論を出したいと思っております。また、手引きにつきましては、厚生労働省と連携いたしまして、27年から検討していきたいと思っております。

次に、持続の中で人材確保・育成ということで、日本水道協会の本来業務でございます育成、技術的支援も含めまして各種研修を実施しております。これはルーチンでやっているものですが、階層別、専門別に24コースを設けてやっております。これまでは、どちらかという東京での研修が中心だったのですが、大阪市で体験型の研修をやる実施する方向で進めているところでございます。技術系研修としましては、おおむね30回弱で2,000名の参加。その他、外部講師として日水協が外に出かけて行っているものですが、現在33回ですが、年間50回ほどありまして、かなりの人数の参加を得ているところでございます。

あと、水道施設管理士制度の運営でございますが、現在1万3,400名程度の資格を取得している人数がございまして、さらにこの制度を受けていただけるよう努力をしていかなければならないと思っております。あと、持続だけではなくて、強靱につながると思うのですが、耐震継手の技能講習会の延べ受講者数はかなりふえてございまして、2万9,000名近い人数となります。これはどちらかという小口径の耐震継手の研修でして、最近、大口径の更新が進んでいるということもあり、大口径の講習会の応募も増加しており、約9,000名の資格を得ているところでございます。

以上でございます。

▼給水工事技術振興財団

○ 江郷専務理事

給水工事技術振興財団の江郷でございます。よろしくお願いいたします。

財団では、特に人材確保と育成に関する項目で、取組項目を4項目考えております。

まず、1項目としては、給水装置工事主任技術者試験、給水工事主任技術者に対するeラーニング研修、給水工事配管技能検定会の実施であります。特に主任技術者の試験につきましては平成9年から毎年1回やって、約13万人の合格者を出しているところでございますが、今後につきましても、やはり給水装置技術者の役割に応じられる人を確保するために、試験問題等の適正化をさらに進めていきたいということでございます。技術開発等に合う試験問題をつけていきたいと思っております。

それから、主任技術者に対するeラーニング研修はコンピュータ等でやるのですけれども、20年度に創設しておりますが、25年に改訂の給水装置技術指針を発刊したところでありますので、それらを含んだテキストの見直しなどを行っているところです。これらに対して、さらにeラーニング研修の結果をおさめた者は、修了証を通知するなどの方法を今後の取組として考えております。

それから、技術検定会の実施でございますが、今年度はいわゆる実際の能力をもっている人ということで、ダクタイル鋳鉄管からの分岐に係る技術検定に加え、東日本大震災で採用がふえつつある水道配水用ポリエチレン管の技能検定を試行的に行っているところでございます。これらは、引き続き運転の効率化とか、そういったものを踏まえて運営して、27年度から本格実施に移っていきたくて考えております。

2項目として、先ほど申し上げましたが、給水装置工事技術指針の発刊でございます。これは現在取り組んでおりますけれども、給水工事にかかわる唯一の技術書である給水装置工事技術指針

平成15年5月に発刊されて10年経過しているということも踏まえまして、24年7月にそれを抜本的に見直すとして改訂を行い、平成25年4月に改訂給水装置工事指針を発行させていただきました。

今後の取組としては、給水工事に関する技術者、技能者の知識向上を図るために、この販売促進を図っていきたいと考えております。

取組の3でございますが、給水装置の事故事例等のアンケート調査・分析及びとりまとめと、それらを活用した取組策の検討をしようということで考えています。

現在の取組状況でございますが、事故の経験とその分析結果、再発防止の技術の伝承に極めて貴重なものである。このことから、給水装置に係る断水等の事故及び給水装置に係る水質事故の把握をするため、次のような調査を実施した次第であります。水道事業者、給水装置関係工業会等に対して、配水管の分岐から末端給水器具までを対象とした事故事例のアンケート調査を実施すること。調査委託業務の契約を締結して作業を行っております。もう1つは、配水管の分岐からメーターまでの工事は適切な技能を有する者を従事させることということで、水道法施行規則の36条にありますように、このことから工事における不手際やふぐあいについて、全国管工事工業組合連合会を通じて工事施工者からの事情聴取をすることとし、その協議を進めているところでございます。

今後としては、これらの現状の取組を収集した資料をもとに、水道事業者や給水装置担当職員並びに給水工事主任技術者給水装置工事にかかわる技術者を対象とした知識や技能、配管技能の向上策を検討しております。

次に、第4項目の過去の震災に関する調査データの調査・分析を考えています。

現状の課題としては、東日本大震災で被災した水道事業者のうち、宮城県、あるいは福島県、茨城県等の当財団からの協力を求めて給水装置に係る災害資料の提供を受けて、それらの承諾を受けまして、これらの事業の資料をもとにデータの収集を行っているところでございます。

今後といたしましては、学識経験者等の協力を得ながら、抽出データのデータベースを作成するとともに、データベースを分析し、その結果をもとに配水管の分析から水道メーターまでの耐震性向上の観点からの改善策を行うことを検討しているところでございます。

以上でございます。

▼全国給水衛生検査協会

○ 奥村会長

全国給水衛生検査協会の奥村でございます。14ページからご説明を申し上げたいと思います。

私ども、登録検査機関の全国組織でございまして、登録制移行後、検査機関の数がかなり大幅に増加しまして、料金が急激に低下するなど、大変厳しい状況になっております。また、問題事例も発生したということで、厚生労働省からも信頼性の確保を図るようご指導いただいているところでございます。14ページ、15ページは、その関連のことでございますが、都道府県単位でシンポジウムを開くなどいたしまして、水道事業者とのご理解を得られるよう努力をしていきたいと思っております。これまではブロック単位で実施しておりますが、できるところから都道府県単位に順次広げていくことにしたいと思っております。

②は信頼性確保の研修会でございますが、信頼性確保の責任者などに対する講習会を今年度からスタートさせたいということでございます。

3つ目は、日常業務確認調査。厚生労働省で監督、指導の観点から行っているものでございますが、できますれば、厚生労働省のご指導をいただいて、その指摘事例等を中心に、他の検査機関に横展開ができるような研修会をスタートさせてはどうかと考えているところでございます。

次の16ページでございますが、試験法開発でございます。これはこれまでも実施しているところでございますが、引き続き実施していきたいと考えております。

17ページでございますが、検査機関というのは水質検査をするのが仕事なのですが、できれば水質管理、その他の業務にも業務範囲を拡大し、水道事業者のホームドクター的な役割を果たし

ていければと願っております。そうしたための研究会を今年度から設置しまして、勉強会を行っているところでございます。

次のページでございますが、小規模、貯水槽水道、簡易専用水道などに対する対応でございます。この①、②、③は、今年度から3年計画で、麻布大学の早川先生に主任研究者になっていただいて厚生労働科学研究が始まっております。その中で取り組む課題ということで、①が貯水槽水道の適切な数の把握、場所の把握でございます。

2点目は、受検率向上、普及啓発対策ということで、ヒアリング、アンケート調査などを通じまして、こうした対策をどうしたらいいかということ进行研究したいということでございますが、できれば関係団体、自治体と連携しながら、共同広報ということを考えていければと思っております。

3つ目は、震災時における貯水槽などの活用対策でございます。震災時においては、貯水槽に残っている水を応急給水として活用することが幾つかの震災事例でみられております。今後、そうしたことを適切に行っていくための対応のあり方を考えていきたいということで、地方自治体の水道局などにお邪魔しまして、いろいろ状況の把握をさせていただいているところでございます。

最後に、ランキング表示制度でございますが、設置者、管理者のインセンティブを高めるということで、一種の格付制度を実施しております。厚生労働科学研究の中でも震災時の貯水槽の活用ということで、ぜひこの制度をアピールしていきたいと考えております。ランキング表示制度では、防災対策の内容、管理の適正ということが項目に盛り込まれておりますので、そうしたものを自治体でお役に立てていただければと、活用していただければと考えております。

以上でございます。

▼水道運営管理協会

○ 與三本運営委員長

では、水道運営管理協会からご報告させていただきます。

まず22ページです。全体の部分からいきますと、関係者の内部方策では、当協会の主要的な部分であります人材育成、組織力強化という形で取り組んでおります。

その中で民間側の、今年度は当協会の会員の状況把握でございますけれども、水道施設管理技士、浄水・管路の1級から3級までの総数として約 2,700名ということ。それから、水道技術管理者も 688名という形で、順次現在のニーズに応えられるよう、それ以上の人間をキープして協力しているという状況でございます。

23ページ目、関係者との内部方策で、住民との連携という部分でアンケート調査を行っております。その中で出ているのは、ここに書かれているような部分でございます。その中で防災訓練関係、給水関係といったものも随時行っているという状況でございます。

次に、地震等の部分でございます。地震と災害時の住民との連携ということで、これは東日本大震災のときの実際にやったことも含めてアンケートをとってまとめております。先ほど厚労省の地域懇談会の中でも、災害が起きたときとか、いざといったときの民間の不安な部分があるということなので、こういった調査を通じて、事業者の皆さんに、民間でも安心できる部分が提供できるということが記されればと思っております。

25ページ目、発展的広域化の推進で、日水協さんの地方支部と共同でやっております。昨年までは日水協さんの地方支部に直接行ってお話ということがあったのですが、今年度はそれが余りなくて、官民連携推進協議会で間接的に協会の紹介をさせていただいたということでございます。それから、仮想広域化の提言という形でもありますけれども、これは現在検討しているところでございます。

次に、最後の26ページ目でございます。各種研修・講習会の実施ということで、先ほども申しましたけれども、水道施設管理技士の講習会を東京、大阪、それから出前という形で行っております。今年度もある県から依頼がございまして、事業者の職員の皆さんに講習会を実施したということでございます。毎年60名から80名ぐらいという形で実施して継続してございます。今後、民間の領域がふえれば、参加者もどんどん増えるのではないかと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○ 滝沢議長

それでは、以上4団体から前半ということでご報告をいただきました。ただいまご報告いただきました件につきまして何かご質問ございますでしょうか。

最後にありました仮想的広域化というのですが、検討中ですので、まだ確定はしていませんけれども、どんなことをお考えでしょうか。

○ 與三本運営委員長

官民連携を1カ所でやると、技術者の確保であるとか、技術者のローテーションであるとか、そういったところが限定的に、例えば10人の現場であれば、そこでの10人の雇用という形になりますけれども、ある規模以上のところを複数やっていけば、今まで水道の技術者というのはそこでしか育てられなかったのが、ローテーションを変えることで、水源の状況であるとか、施設の浄水処理方式であるとか、配水の系統が変わっていると、そういったところでも対応できる技術者が育成できる。そういった仮想広域化のメリットを官民連携することでご提供できるということを少しまとめているところでございます。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。ほかに何かご質問ございますか。

貯水槽水道のランキング表示制度というのは、現状でどれぐらいまで拡大といいますか、実施されてきているのでしょうか。

○ 奥村会長

残念ながら、まだ100を下回ったぐらいの数字の参加数になっておりまして、検査機関が従来やっている法定検査の上乗せ制度で、防災対策などを織り込んだ内容ですので、ちょっと理解が行き届かないということもあって、そんな状況になっております。何とかこれを拡大していきたいと思っております。

○ 滝沢議長

もっと宣伝する機会があったらいいかもしれないですね。

○ 奥村会長

ありがとうございます。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。ほかに何かご質問ございますか。

水道協会の広域化・公民連携プラットフォームが平成25年10月に開設されて、8,300件とアクセス数がすごいたくさんありますけれども、この動きというのは、みているだけですから、数しかわからないですか。その下の具体的支援につながっているのでしょうか。

○ 木村部長

アクセス数そのものは増えており、相談の件数にも当然反映してきております。ただ、聞きますと、広域化の相談があるかと思えば、耐震化も必要だとか非常に幅広い相談の内容になっておりまして、逆にいうと、日水協もそういう幅広い支援をするような体制づくりが必要かなという現状でございます。いずれにしても、相談件数はかなりふえてきており、いろいろな事例がありますので、どちらかといいますと、こういう相談内容は、どこに聞けばいいのか、そんなのが一番多いのではないかと思います。

○ 滝沢議長

限られた職員数で多くの質問が増えてくれるのは関心が高まっていると思うのですが、答えるほうもなかなか大変ですけれども、体制づくりみたいなのも重要かもしれないですね。ほかに何かご質問ございますでしょうか。どうぞ。

○ 松田課長補佐

本来であれば、事務局から質問するのもおかしな話なのですが、協議会ということでございますので、與三本さんに質問したいと思うのです。水道運営管理協会の取組について、具体的に官民連携の推進というのが大きな柱だと思うのですが、水道事業者の方に対して官民連携の働きかけといった取組について、もちろん個々の企業さんは取り組まれているとは思いますが、管理協会としての取組がもしあればご紹介いただければありがたいなと思います。もちろん我々の協議会に参加しているというのはよくわかるのですが、独自の取組がもしあれば。

○ 與三本運営委員長

先ほど個々の企業としては営業という形で当然取組をさせていただいております。それから、水管協としての取組としましては、要望活動という形をとらせていただいて、今年度は中心を違うところにシフトしたのですが、昨年度までは50ヵ所ぐらいの県であるとか事業体様を直接訪問させていただいて、ご紹介等をさせていただいていました。その後、日水協さんが公民連携の推進をやるということで、逆に日水協さんの地方支部であるとか、県支部であるとか、そういったところと一緒にやったほうが良いであろうということで、日水協さんとの共同という形で若干活動させていただいているという状況でございます。

○ 滝沢議長

どうぞ。

○ 仁井専務理事

水団連でも水管協さんにも入っていただいて、もう1年半前ですか、学識者を軸にする形で、官民連携の推進に関してそれぞれの関係者はどういうことを考えていってほしいというような水団連提言をまとめ、一昨年、各水道事業体にもお配りし、あるいは各支部総会に出席した際には報告書の概要をお配りしというような形で、そこそこPRに努めたのですが、やはりぼわっとした全体の中でいくと、個々のライビングフォースにはなかなかならんという感じで、賞味期限の問題もありますので、昨年自身は特にそういう形での動きはしていなくて、いわば個別の会員さんの営業活動の中での提言という形にとまっています。

○ 滝沢議長

もう少し具体的な事例で、具体的なアプローチが必要ということかもしれませんので、それについてはいろいろな形で協力、検討していただけたらと思います。

ほかに何かご質問ございますか。

よろしければ、あと4団体さんにご報告いただきますので、それでは後半のほうをお願いします。

▼水道技術研究センター

○ 安藤専務理事

それでは、お手元資料27ページから水道技術研究センターの主な取組について紹介させていただきます。

センターの取組の中心となるのは、厚生労働科学研究費による取組、センター共同研究費による取組ということで、それ以外に水道耐震化プロジェクト会議への参加とか、各種研修、講演会の実施ということで、項目については真ん中のほうに書いてありますけれども、時間の関係もあります

ので、次のページから概要を紹介させていただきますが、1点、参考2にロードマップの一覧が示されています。それに新たに2つ、26年度からということで加わっているのが、厚生労働科学研究費の取組で、地表水を対象とした紫外線処理の適用に関する研究。それから、共同研究でレインボーズプロジェクトというのが新しく入っております。

次の28ページが水道耐震化ポータルサイトの構築ということで、25年度にセンターのホームページにこのサイトを構築しております。中身については、字が小さくて恐縮なのですが、水道管路等の耐震化に関する情報技術等々を掲載しております。

29ページが高濁度原水への対応の手引きの作成、成果普及活動でございます。この研究は、23年度から25年度までの3か年でやったのですけれども、報告書をつくって終わりということではなくて、その成果をちゃんと伝えていくべきだということで、センターの独自の予算で26年度から実施しております。具体的には、平成26年度5回開催しております。新潟市ほか、茨城県とか、宮崎市とか、全国各地で、かつある意味少人数で討論形式、グループに分かれて議論をしようということで、やり方も工夫して取り組んでおります。

30ページが浄水施設簡易耐震診断の手引きの作成、成果普及活動ということで、これも厚生労働科学研究費の研究で、23年度から25年度に実施したもので、同じく成果の普及に努めようということで、26年度は徳島市ほかで3回実施しております。

31ページは、先ほど紹介しました平成26年度からの新たな厚生労働科学研究費による研究ということで、地表水を対象とした紫外線処理の適用ということで、現在のところ、紫外線処理は地表水以外に適用ということなのですけれども、凝集沈殿等の処理技術を補完するということで、紫外線処理の適用について研究を開始しているところであります。

32ページがJ-STEPプロジェクトで、産官学の共同研究ということで、24年度から26年度までの3か年で、今年度までということになります。平成27年度は、この成果の普及に努めていくという予定にしておりますが、その中で一番上にあります省電力等対策に関する研究につきましては、研究が終わってから成果を普及しようということではなくて、省電力対策が喫緊のテーマにもなっておりますので、既に平成25年度は成果普及ということで、各地でセミナーを5回開催しております。今年度、平成26年度は金沢市ほかで3回予定しております。この成果普及につきましては厚生労働省からも講師として参加していただきまして、非常に参考になったという意見も多くいただいております。

33ページは、管路の関係の共同研究ということで、パイプスターズプロジェクトは23年度から25年度までの研究で、既に研究自体は終わっているのですけれども、今年度は成果普及活動ということで、予定もありますけれども、全国8会場で実施しております。これにつきましても、この研究の委員長でありました小泉先生にも成果普及に全会場参加していただき、会場との活発なやりとりも行われております。

34ページも管路の関係の共同研究ということで、先ほどのパイプスターズプロジェクトの後継ということで、平成26年度、今年度から開始しております。重要管路の再構築等をテーマに掲げておりまして、これも26年度から3年間の計画で、その翌年度は成果普及を行っていく予定にしております。

あと、35ページなのですけれども、センターでも人材育成等を目的に、各種研修・講習会を実施しております。具体的には水道技術セミナーを年2回開催しております。原則と書いておりますのは、国際シンポジウム、例えば来年度、神戸で予定しておりますけれども、その年は1回ということにしております。中身につきましては、そこに詳細を書いておりますけれども、26年度、大阪と仙台で開催しております。

それから、水道技術セミナーは、どちらかというと全国の方が集まっていたということで、東京とか大阪等、大都市で開催しているのですけれども、それ以外に、地方でも取組についてもいろいろ紹介し、意見交換を行おうということで、地域水道講習会というのも、数は少ないのですが、全国2回程度ずっと開催してきております。まだ予定なのですけれども、今年度は別府市と米沢市で開催する予定にしております。テーマは、管路の更新とか非常時対応ということで、その時点時点のテーマを取り上げております。

あと、膜ろ過関係の研修、紫外線処理関係の研修もそれぞれ年1回ずつ開いているということでもあります。

センターの取組の概要につきましては以上のとおりです。

▼日本水道工業団体連合会

○ 仁井専務理事

37ページのロードマップの中で、水団連がこういうことをやるというのが4項目ほどございます。それについて何をやったかを書けといわれても、私ども水道事業をサポートする会員企業の業団体でございますので、いわば受け身のサポートという話になって、こちら側からはなかなか書きにくいなということで、38ページにさらさら書いてございます。

耐震化プロジェクトはプロジェクトとしての話になるのでしょうかけれども、昨年度は、どちらかという私どもが中心メンバーになって静岡でのモデル事業を実施しております。結果については、水道の研発等でも発表させていただいておりますが、私個人とすると、耐震化推進プロジェクトの中で民間が半歩出過ぎて、かえって歩調がうまく整わなかったなという感じの反省もございまして、今年度は、いわば半歩おくれてといたら言葉は悪いのですけれども、どちらかという、余り出過ぎないような形で、縁の下部分を水団連が担当するという格好をとっております。

それから、研修、講習会の実施については例年どおりでございますが、私ども自身が行いますのは、どちらかという会員企業、会員団体をターゲットとするところでございますが、私どもにも30ほどの団体会員がございまして、傘下の団体においては、半分は営業活動の色彩もありませんけれども、ある製品群の技術的な説明をする、あるいは施工技術について伝達するといったような形での研修会、講演会は多数行われております。

それから、広報活動、施設見学等、例年どおりでございますが、私どもが直やる大きなものとして、水道の全国会議とあわせ実施する水道展がございまして、毎年数千人の方に来ていただいて、最新の技術等を実感していただいているところでございます。

以上です。

▼国立保健医療科学院

○ 秋葉統括研究官

39ページからです。初めに40ページで、全体的な私どもの取組について概要を図示しております。

私どもは7名ということで、化学物質でありますとか病原微生物、あるいは流域管理、給水装置ということでありまして、それぞれ専門の研究者が流域の有害化学物質や病原微生物の汚染リスクでありますとか、汚染のリスクの低減のための流域状況の把握でありますとか、給水装置の安全性に関する研究、これらの研究に関しましては、厚生労働化学研究補助金が4つと環境省から1つ、また、各団体から助成金をいただきまして実施しております。

これらにつきましては、団体の方々と共同で連携してやっているということでありまして、特に今回、初めに松田補佐さんからご説明があったように、水道課さんとはほとんど連携してやっておりますので、例えば初めに説明がありました水安全計画導入に水質管理の促進でありますとか、水域保全のための連携及び理解の促進と重要給水施設ということでありまして、これらにつきまして少し具体的にお話しさせていただきます。

41ページでありますけれども、これは今さらご説明するまでもないのですが、浄水処理対応困難物質ということで、消毒副生成物の前駆物質でありますとか、過去に大きな水質事故を起こした物質などを私どもで整理いたしまして、検討会等に提示しました。

続きまして、次の42ページでありますけれども、飲料水の危機管理対策に関する研究はここ4、5年重点的に行っておりまして、これまで病院の水利用に対しましてアンケート調査を行いまして、一昨年と昨年は、高齢者向けの施設、特に昨年は特別養護老人ホームということで、今、私どもは事業仕分けの評価を受けまして大幅に再編したのですが、その中で建築衛生の先生方と横断的な

研究を推進しなさいということでしたので、一緒にやっております、特別養護老人ホームということで全数調査を行いました。回収率が非常に少ないのですけれども、これは厚生労働省内の関係の課からもいろいろいただいたのですが、どうも上がらなかったということで、13%程度であります。これに関しましては、水使用でありますとか、入浴の設備、断水発生時の水確保でありますとか、その全般なことを聞いてございます。今、解析中でございます。これらの福祉施設等は、水実態に関しましてはほとんど情報がないということでありまして、非常に有益な情報になると思っております。

43ページですけれども、私ども、人材育成・確保ということで研修を毎年実施しております。短期研修で水道工学研修は6週間でありまして、定員が25名であります。この中でセミナーを実施しているわけですけれども、25年度はアセットマネジメント、26年は新たな運営形態、水道におけるリスクコミュニケーションとなっております。また、水道のクリプトスポリジウム試験にかかわる技術研修も15年ぐらい実施してございまして、定員20名のところを、いつも24、25名を受け入れてございまして、これらにつきましては研修高が非常に高い評価をいただいております。そのほか、立ち上げで私どもが深くかわりました環境衛生監視員研修につきましても参加しまして、これも毎年定員20名を受け入れて行っております。

そのほか、各種団体の方々からご依頼があれば、講師として、例えば国内の研修でありましたり、次の44ページですけれども、国際関係の研修について協力してございます。

そのほかにつきましては、水道の耐震化推進プロジェクト事業、命の水協働キャンペーンにつきましても参画させていただいております。

以上でございます。

▼全国簡易水道協議会

○ 若松事務局長

全国簡易水道協議会でございます。ページは45ページからですが、46ページ、早期に取り組む主要な事項といたしまして、アセットマネジメントの活用促進、そして人材確保・育成が重要と考えております。

その中で、研修会、講習会を実施しております。47ページに書いてございますけれども、まず水道大学基礎講座。水道事業体や水道行政部局のうち、比較的経験年数の浅い職員を対象に、年1回でございますが、180名程度参加をいただきまして講習会を実施しております。

講座の内容といたしましては、そこにも書いてございますが、水道行政の課題と取組、水道水質管理の現状と課題、これにつきましては厚生労働省水道課様、国立保健医療科学院様のご協力をいただきまして実施しております。この2題は基本と考えております。

そのほか、水道事業体におきます先進事例の報告等、例えば現在問題になっています簡易水道の統合とかアセットマネジメント、水道料金等の改定等、多岐にわたり講演を行っております。また、アセットマネジメントにつきましては、地方の協会においても現在鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、48ページでございますが、2つ目の水道実務指導者研修会でございます。これも先ほどの水道大学基礎講座と同じでございますが、比較的経験のある者、中堅職員を対象に行っております。参加者は180名程度。講座の内容は、水道大学基礎講座に準じて実施いたしております。

水道事業の実務講習会でございますが、水道事業体や水道行政部局の職員を対象に、参加者は300名程度で行っております。積算基準及び歩がかり表の改訂のポイント等につきましても、厚生労働省水道課様のご協力をいただきまして実施しているところでございます。また、この歩がかり表につきましては非常に技術的な知識を有するため、当協議会におきましては、技術者によりまして、各地方自治体からの質問等に答えているところでございます。

次に、49ページ目の新たな取組でございますが、簡易水道井戸のQ&Aを作成しようと現在取り組んでおります。小規模水道、特に簡易水道では多くの井戸が使用されているわけですが、技術者の減少と、それに伴います技術の継承が大きな課題となっております。将来とも地域における安定水源として利用していただくために、井戸に対する的確な理解と技術支援が必要と考えておりま

して、現場に即したわかりやすいマニュアルを作成することとしております。趣旨につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

50ページでございますが、2ヵ年計画でございまして、現在26年度から27年度、最後に書いてありますように、発刊は27年度中旬を予定いたしております。

以上でございます。

▼全国管工事業協同組合連合会

○ 原理事

全国管工事業協同組合連合会の原でございます。このたび、新水道ビジョン推進協議会第4回目初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の資料に従って説明したいと思います。全管連の組織、執行に当たっては、最後のページに概要を添付しておりますので、そのときにご紹介したいと思います。私自身、全管連におきましては、災害対策並びに広報の部長を担っております。

まず初めに52ページです。この新水道ビジョンに関して、ロードマップに示された内容に従ってご紹介したいと思います。

ここに書いてあります配管技術力の維持向上。我々の管工事業界に期待されておりますのは、適正な工事を実施することだといつも考えております。そのために教育、研修の関係で各種の資格等の取得支援、特に講習、図書頒布などを行っております。

問題であります技術力の承継を、ぜひ若年労働者に入職していただくためにも、このような形で全国設備工業研究会における情報交換、またPR等を行っております。その下段にあります、公立ですが、工業高等学校設備工業科在校生の技能検定受験のための練習材料を提供しております。先週末にも、私どもの賀詞交歓において、全国的に研究会の会員が26校ほどありまして、今年度は21校、2級から3級の方々 263名の方に試験の配管材料を無料提供しているということでございます。将来的に若手の入職者をぜひとも推奨したいという活動でございます。続いて、建設業関係団体とも連携して、就労環境の改善要望、特に社会保険未加入者対策を、理事会を通して全国規模で推奨しているところでございます。

続きまして、大規模地震等の普及支援でございます。ここに書いてありますように、水道事業体と連携して現地に派遣。有事の際に、直ちに応急復旧の指導に力を注いでまいったところ。特に応援を担当する水道事業体と連携するわけですが、実際に工事を実施する業者を現地に派遣している。ここには過去の阪神・淡路大震災、派遣人数として延べ2万 5,000人、新潟県の中越沖地震では延べ 9,200人、東日本大震災では延べ5万 2,000人の応援部隊を派遣しているということでございます。

続いて、地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル、また災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定締結事例集の作成を行っております。日本水道協会建機レンタル、建機メーカー、水道資機材商社との覚書も締結しております。水道耐震化プロジェクトへの参加。つい先週、耐震化計画等策定指針改定等検討会にも参加しているということでございます。また、地震等における初動態勢の通信手段として、フェイスブックの活用ということで、特に青年部が主体となって、有事の際には青年部が実動部隊となるということで、広報部会を通じて各委員会でも推進しているということでございます。

続きまして、53ページに入ります。特に新水道ビジョン推進協議会といった形の広報、またそのほかのイベント等もパイプ月間、水道週間などにおいて、前回のニュースやジャーナル、月刊等々、パンフレット等でPR活動を行っております。

また、先ほどから出ております官民連携の取組については、現在、私どもの全国管工事業協働組合連合会としては、水道局から事業受託として検満メーターの交換、漏水緊急修繕等々の取組が、ここに書かれてありますように、新しい取組として、岐阜の高山管設備グループは、高山管設備工業協同組合とこういったメンバーでSPCを組んで業務委託を受けております。続いて、2番目が秋田市上下水道サービス株式会社。3番目に箱根水道パートナーズ株式会社。これは私自身も加入しているのですが、水道事業運営の全体のノウハウを取得して包括委託しているといった取

組を官民連携では既にやっております。

最後になりますが、貯水槽関係の取組としては、貯水槽管理中央協議会への参加、貯水槽清掃作業従事者研修の実施、貯水槽清掃作業監督者講習会への協力をしているということでございます。

次のページをめくっていただきましては、実際にこれまで技能研修等々、技能五輪の全国大会の状況だとか、給水振興財団さんの行っている給水装置配管技能者検定会の様子だとか、災害における応急復旧支援活動、また国交省に対して全設研さんと連携しての要望を行ったり、日本水道協会さんと災害対策の覚書を締結したと。このような写真を記載しているのを活動として報告させていただきます。

参考に、最後に全管連の概要。略称として全管連と呼んでいるのですが、所属団体数が 615 団体、所属業者数として1万 6,417社でございます。日ごろ、新水道ビジョン推進協議会において、配水管工事の業者の組合として新水道ビジョン推進に当たってご協力、ご支援できることを特に勉強していきたいと思っております。また、先週には、宮崎課長さんに新水道ビジョン推進を含めての講演をやっていただいて、我々管工事組合としても、関心が非常に高まっているということでございます。また、それにおいて、各委員会を通じて要望等ありましたら、ご協力を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○ 滝沢議長

どうもありがとうございます。

それでは、以上後半5団体にご説明いただきましたけれども、何かご質問ございますでしょうか。

簡易水道井戸Q&AはA4判 100から 150とかなりしっかりしたものをおつくりになるような感じですか。

○ 小笠原技術アドバイザー

趣旨のほうでも書いてあるのですが、きょうの会議の冒頭に、国からもお話がありましたけれども、縮小する地方水道をどうするか。それから、水道ビジョンの地域懇談会でも意見が出されておりましたけれども、100人を切った地域の水道をどうするのかといった疑問が出されております。

今の日本の流れでいきますと、いわゆる水道事業、あるいは水道施設のターミナルケアというのが必要になるはずで。法律的には、現行の水道法でどこまで100人を切った水道に対する給水義務があるのかどうか。基本的にはないはずで。あるいは、公営企業会計水道がどこまで面倒をみることができるのかと。制度的にもいろいろな問題があるのだらうと思っております。

その辺は、例えば市町村設置型の合併浄化槽ですと、市町村が設置するわけですから、下水道事業と同じような財源もあるとか、いろいろな管理の仕方がある。例えば、人口が減少して、だけれども人は住んでいる。そこにどう給水するのかといったところは、例えば給水車で給水するなどという意見も出ているようですが、現実的ではないと私は考えております。

今、水道法の中で事業統合、水道事業というのは施設がつながってなくてもいいという解釈になりますから、例えば合併浄化槽のように市町村設置型の共同井戸。そのかわり、施設基準はきちんと適合しなくてはいけないという前提は当然ですが、そういったときのいろいろな地域における水源確保として、井戸というのが有力なツールの1つになるのではないかという発想がありまして、今検討を始めたところですよ。そんなところですよ。

○ 滝沢議長

ありがとうございました。井戸のことも書かれておりますけれども、井戸もメンテナンスしないと水量がだんだん減ったりしていきますが、こういった情報はある程度つかまれているのですか。

○ 小笠原技術アドバイザー

この中に鑿井協会が入っております、ここは鑿井協会がこの間の災害のときに初めて国からおまえもちょっと来いといわれて、いろいろな資料提供をした団体でありまして、現場の井戸というの

は非常によく知っております。今まで休んでいた井戸をどうするかとか、いろいろな情報をもっておりますので、その辺を参考にしながらQ&Aに取り込んでいけるのではないかと考えております。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。ほかに何かご質問ございますか。

秋葉先生のほうでご報告いただいた高齢者向けの施設、回答率が低いのがやや気になりますけれども、都心部とか、認可を受けたところとそうでないところが多いなどというのを出ていますが、重要な施設になってまいります。もう少し調査を進められると、そういう情報がシェアできるような形になっていくのですか。

○ 秋葉統括研究官

その辺、長期的にみて、いろいろ検討していきたいと思っております。

今回、我々の強みというのが、建築衛生の先生方とやって、福祉施設を実際に管理している先生方と、現場も結構な数行っていて、ピンキリがあって、本当にすごいところは、においとかもオゾンで脱臭するとか、そんなところまでやっているのもあれば、衛生管理がほとんどなされていないところもあって、そういったところの水管理を少し詰めていきたいと思っております。

○ 滝沢議長

ほかに何かご質問ございますか。よろしければ、最後に少しまとめて議論いただきます。

それでは、議事の3番目ですが、今後の進め方についてご説明いただいた後で、少し時間をとって皆さんのご意見を伺いたいと思います。

では、資料3ですけれども、ご説明をいただけますでしょうか。

○ 松田課長補佐

それでは、事務局から資料3の主要事項の取組の進め方という点について説明させていただきます。

本会議で新水道ビジョンに基づく国と皆様方の取組について共有いたしましたけれども、今後さらに国と皆様方で連携して、新水道ビジョンに基づく取組を推進するために、ロードマップに示す早期に取り組む主要事項の課題について、これを中心にして我々のほうでたたき台をつくってみましたので、ご議論いただければと思います。

お断りですが、ここに示されているものに限るものではなくて、足りない要素もあろうかと思っておりますので、その点についてはご指摘いただければと思います。

まず、1番目の制度的対応の検討でございます。

課題としては、人口減少社会に対応したダウンサイジングを促す事業計画制度の検討や構築。老朽化の更新、耐震化の計画的な実施。広域化、官民連携などの水道事業基盤強化の促進でございます。

取組の進め方として、厚労省においてダウンサイジング、広域化、官民連携、計画的な老朽化施設の更新、耐震化の促進など、さまざまな事業基盤方策について検討を行って、必要に応じて制度的な対応を講じることがあるのではないかと思います。このプロセスにおいて、有識者のご意見も聞きながらということもあろうかと思っております。

次に、地方分権改革の動きを踏まえて、意欲的な都道府県が主導権を発揮し、老朽化施設の更新、耐震化、広域化の推進などによる事業基盤強化を促進する条件付きの認可権限移譲スキームを検討し、制度的な対応を講じるというのがあるのではないかと。

また、日本水道協会さんにおける、水道事業ガイドラインにおける業務指標を水道事業の基盤強化、危機管理、水質管理など各種施策の促進に資するよう活用を促すこともあるのではないかと思います。

次に、新水道ビジョンの促進の取組でございます。

課題として、各地域で新水道ビジョンに関する取組の普及推進がある。また、国と構成団体、皆

様方の連携による新水道ビジョンに関する取組の推進があると思っております。

推進協議会においては、引き続き皆様方の取組の進捗状況を共有しつつ、各団体の連携による方策を議論して、その施策を連携して実施していくということがあるのではないかと思います。

また、厚労省が各地域で実施した地域懇談会について一回りしたわけですが、さらに発展させるという形でテーマの設定を行う。地域の水道事業者間の議論を促して、新水道ビジョンの取組を浸透させていくべく、各地域で懇談会をさらに実施していくということがあるのではないかと考えております。

また、あわせて、都道府県水道ビジョン、水道事業ビジョンの作成手引きや広域化官民連携などの各種手引きなどの充実を図ることで地域水道ビジョンの策定を支援するということがあるのではないかと思います。

3番目に、アセットマネジメントによる水道施設の更新・耐震化の促進でございます。

課題としては、アセットマネジメント未実施事業者、特に中小事業者への普及促進があります。また、アセットマネジメントの実施結果を活用した事業計画への反映、事業の実施という部分がおかれているというのが課題としてあります。ハード、ソフト両面の強靱な水道の構築というのが課題としてあります。

取組の進め方として、皆様方が実施する研修会などに我々の職員が参加して、アセットマネジメントの策定、またアセットマネジメントを通じた水道施設の更新・耐震化の普及啓発を図っていくということがあるのではないかと思います。

次のページに行きまして、皆様方からもご報告がございましたけれども、水道耐震化プロジェクトをさらに発展化して、耐震化の必要性について各層、これは水道事業者だけではなくて、市民の皆様方や地域のマスコミの皆様方にもご理解していただく。そういった広報活動を全国的に展開するというのが考えられるのではないかと。

次に、アセットマネジメントや耐震化計画に基づく事業実施状況に関する点検、また必要な事業促進手法を検討する必要があるのではないかと考えております。

次に、広域化と官民連携の推進であります。

さまざまな形態による広域化・官民連携の実現というのが課題だと考えております。今後の取組の進め方として、厚生労働省による都道府県が主導権を発揮して広域化を推進するための制度的な対応と、それと組み合わせた財政支援策を検討することが考えられるのではないかと。また、官民連携推進協議会を通じて先進事例などの紹介もしながら、民間企業と水道事業者のマッチングを進めていく。また、日水協さんの広域化・公民連携プラットフォームを通じて事業評価、相談対応、資料提供による具体的支援により促進をするというのがあるのではないかと考えております。

このほか、先ほど與三本さんのお話を聞いて思うところが少しありましたが、民間企業による官民連携の促進というか、水道事業者の働きかけとか、そういった点について、我々としてどうサポートしていくかという点についても課題としてあるのかなと思っておりました。

次に、水質保全対策でございます。

課題としては、水源から給水栓に至る統合的な水質管理の実現、また、流域単位で連携した水源保全の取組の実施というのがございます。

取組の進め方としては、国による浄水処理対応困難物質についての用途や排出者情報などの情報収集を通じた排出源の管理の促進、水道事業者への周知というのがある。

また、水安全計画をより簡易に策定、水安全計画に準じた危害管理の取組を促す方策について検討するというのがあるのではないかと考えております。

このほか、給衛協さんからもございましたが、検査機関の信頼性確保に関する取組とか、簡易水道の点検をもっと上昇させるという取組も課題としてあるし、その点について取組をさらに考えなければいけないということは感じるところがございました。

次に、人材確保と育成でございますが、課題として水道に関する知識、技術を有する人材の確保、あとは給水工事トラブルの解消というのがあるのではないかと考えております。

ここは皆様方から紹介していただいたものを示しておりますけれども、日水協さんの水道施設管理技術士制度の運営、配水管工技能講習会を着実に進めていく。

また、給工財団さんの給水装置工事主任技術者さんへの研修、配管技能検定会の着実な実施があるということでございます。

また、皆様方の水道事業者や民間事業者など、水道関係者への研修を実施していくということがあるかと思えます。

このほか、厚生労働省と日水協さんや全管連さん、給工財団さんということになろうかと思えますけれども、工事に関するトラブル、指定工事店制度の問題点などの実態把握をしていく。その上で指定工事店のレベルアップや給水装置工事主任技術者の技術力確保を図る取組を検討していくということがあるのではないかと思います。

以上、我々としてつくっている資料ということでございますので、いろいろ抜けがあろうかと思えますので、その点についてはご議論の中でご指摘いただければと思います。よろしく願いいたします。

○ 滝沢議長

今後のロードマップのたたき台ということでご説明いただきました。残り30分弱かもしれませんが、自由な形でのご議論ということで皆様のご意見をいただきながら、今後の取組について意見交換したいと思えます。

資料3についてということでも結構でございますし、それ以外の本日ご説明いただいた資料についてでも結構でございます。ご意見がございましたらお願いします。

○ 仁井専務理事

こういう形で全体をまとめてディスカッションペーパーをつくっていただいたことはありがたいと思っております。ただ、制度的対応みたいな話に関しては、文字にはなかなかできないのしょうけれども、これ以外にも必要なものは何でもやるというスタンスをもっていただけないかなと率直に思えます。

制度の上で考えますと、個々の話はいろいろあるのしょうけれども、水道法でいけば、広域化と何十年いってまいりますけれども、いまだ市町村経営原則というのが一方では法律上確立しているわけで、ここは何かしてほしいなと率直に思えます。

それから、水道事業に対する行政のスタンスですけれども、水道法の目的の中に保護育成という言葉があります。まだ保護育成する対象なのですかというのは率直にあります。もう一人前と認めて適切な監督を行うということではないのか。そういうことがこれ以降の個々の施策を確実にしていくための措置につながってくるのではないかと考えております。

それから、どういう措置を個々に広げていく。そういう中で情報を整理し、情報提供する、あるいはコミュニケーションを行うということについては基本的に必要なことだとは思いますが、やはり最終的には、ある種、強制するための力が必要だろうと思えます。本来でいけば、監督行政からして、最終的には行政処分みたいな話なのしょうけれども、少なくとも、こういう状況については公表しろ、こういうレベルで公表しろといったようなことを制度化できないものですか。一部は制度化されているのですけれども、それだって余り必要な要件とかそういったものがほわっとしているもので、余りぴりとしたものになっていないなと思うのです。例えば、アセットマネジメントがどうのこうのという話であれば、最低限こういうものはやれと。こういうものをやったことについては、こういう形で定期的に公表する。あるいは、できていないなら、できていないことを公表する。そのような形をルール化してというような形で実際に行動を起こす誘引をつくってほしいなと考えております。

私、ある意味で念頭に置いているのは、建物の耐震化措置で、耐震診断の義務を一定の要件の建物には課し、その結果について行政へ届け出を義務付け、それを取りまとめ行政庁に公表を義務づけている。56年基準ですから、かなり昔の基準ですけれども、それに対する適法状況も、民間の建物についても法律で公表を規定しているといったようなところを考えると、そういう形ででも強力に進める誘引をつくっていかないといかんのではないかと考えています。ぜひご検討をよろしくお願い申し上げます。

それから、中身に関して1つだけ。官民連携で、私どもは民業の団体ですから、今後を考えると

やはり官民連携を進めていかないと基本的にうまくないと思っていますけれども、やはりこれは手段だと思うのです。官民連携は、きちんとした管理が持続的にできるためには、それが自前でできるのなら別に構わない話なのですけれども、多分できないでしょう。人の養成機能だって少ないでしょうということから、結果、手段として進めたほうが良い話だろうと思うので、ただただ進めるとか、今ぼろぼろになっているその状態を前提にしながら進めるとか、そういう話ではないと思うのです。やるからには、一定の筋のいいといいますか、品質の確保されたものを進めていかないと、やはり民間はとか、そういう話になってしまったら元も子もないので、少なくとも今の水準をもととしながら、ただコストを下げるような発想ではやってほしくないと思っております。

以上です。

○ 滝沢議長

ご指摘のとおりのところはいろいろあると思いますけれども、私がやはり気になるのは、一番最初にご説明いただいた資料で、長期計画が半分ぐらいしかできていないということです。資料3の施策も含めていろいろ考えていく中で、自分のところが将来どうなるかという計画が一番の根本に本来あるべきはずなのに、定期的な更新ができていないという状況をまず何とか改善、改革していく上で、ある程度の指導力も含めて必要なところもあるでしょうし、その中で将来のあるべき水道の姿をしっかりと考えていかなければいけないという時代に差しかかっているのだらうと思います。

厚労省さんから何かご意見といいますか、ご対応はございますか。

○ 松田課長補佐

今、制度的対応の検討の部分でも少し紹介させていただきましたけれども、我々としても、人口減少社会に向けて、水道事業の認可制度の中、明らかに対応できていない部分があるというのは、いろいろ検討を進める中でも我々として理解をしているところです。この点、既存の制度の施行を我々がもっとしっかり行う中でまず何ができるかを考えつつ、その上で、制度について見直しをしていかなければいけない部分については、その点をしっかりあぶり出して対応していかなければいけないと思っております。

あとは、先ほど小笠原委員のお話もございましたけれども、小規模の水道の問題とか、将来見通しを立てた上で、今の制度的な部分で問題がないかどうかとか、そういった点については我々もしっかり考えていかなければならないと思っております。

とりあえず、私からは以上でございます。

○ 滝沢議長

先ほどの地方分権推進の議論もそうですし、これからいろいろな議論をする場があると思いますので、方向性をしっかりと考えながら議論を進めていただければと思います。

最初のペーパーにもありましたけれども、総務省でも経営戦略を立てるよという留意事項を出しておりますので、そこら辺ともしっかりと連携しながら進めていければと思いますが、その辺はどんな状況でしょうか。

○ 松田課長補佐

今、総務省からの経営戦略はもう既に発表されておりますので、今後、事業計画の中身を検討する際には総務省とも相談しながら、足並みをそろえた取組をしっかりとやっていこうというところがございます。そういう意味では、今の取組状況の中で、我々のレベルでまず何ができるかというのを考えているということで、行く行くはある程度相談できる段階になれば総務省とも相談していくということになるかと思っております。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。ほかにお気づきの点はございますか。どうぞ。

○ 安藤専務理事

ちょっと別の話題なのですが、この場は新水道ビジョン推進協議会ということで、資料3の2つ目の新水道ビジョン促進の取組というところが中心になるのかなと思っているのです。厚労省で地域懇談会を行ったりということで、それはそれで有効な方法だと思うのですが、先ほどもお話が出ていますけれども、中小規模水道といいますか、簡易水道も含めてこれからどうしていくかという話になりますと、これは当然ながら知事認可ということで、都道府県の水道行政担当部局のかかわりが非常に出てくるわけで、資料3の2のところでは、国及び構成団体という言葉が出てくるのです。都道府県の水道担当部局との連携なり、意見交換、情報交換をどうやっていくかということも考える必要があるのではないかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○ 松田課長補佐

実は地域懇談会には、都道府県の衛生行政の担当の方も出席していただいております。その中で小規模水道の問題について都道府県なりの、知事認可が事業体を指導している中で、現行法の取り扱いといった点が指摘されるような地域もございました。その点、今後も地域懇談会の中で都道府県の担当者も入っていただいて、それでグループディスカッションでも中心になって議論をしていただくということももちろんございますし、我々としても都道府県の担当者会議なり、また、地域でのブロック会議もありますので、そういう場を通じて都道府県の衛生行政の方とはコミュニケーションをとっていきたいと思っております。

○ 安藤専務理事

済みません。それはそれでいいのですけれども、新水道ビジョンを推進するという意味では、みんなで行っていくというところで、ある意味、全部集まってくれというつもりはないのですが、都道府県、要するに小規模事業体を担当している部局と一緒に考えるという何らかのやり方が必要ではないかということでちょっと意見をいわせてもらいました。

○ 滝沢議長

この推進協議会の構成メンバーとしてというよりも……

○ 安藤専務理事

メンバーとしてというよりも、何らかの形でもっと情報交換なり、意見交換なり、ここの取組についても何かコメントがあればみたいな話で、かかわりをもうちょっともたせてほしいなと思います。

○ 滝沢議長

地域協議会といろいろやってきてはいると思いますけれども、少しご意見をいただきましたので、ご検討いただければと思います。どうぞ。

○ 仁井専務理事

そういう点でいくと、ここは主役のいない場なのですよね。事業体もいません。それから、地方行政もない。事業体団体はいるけれども、団体は団体でまた独立なのです。集約なり情報提供はできても、それを超えて主体を否定するような話は団体としてはできない話ですから、そこはどうしようもないのだろうなと。そこはまさにお国でつないでもらってという話なのかな、私自身はしようがないかなと。そこは正直、議論していても、本来事業体だろうと思いつつも、でも、しようがないなという感じです。

○ 滝沢議長

ご指摘のとおりでございますけれども、新水道ビジョン、あるいは日本の将来の水道を考えるという場合は、ここも非常に大切な場ですが、それ以外でもいろいろな場が現在でもあると思いますし、これからもそういう場をもっとつくって実施したい。現在の水道の主体である水道事業体とさらに積極

的に、真剣なといいますか、意見交換ができる場をさらにふやしていく必要があるということかと思
います。ご意見ありがとうございました。

ほかにご発言ありますか。では、順番に。

○ 水谷代表理事

広域化の問題なのですけれども、2000年ぐらいに 3,300の自治体が合併に対する合併特例債
とか、補助金の免除とかあって、6年間で 1,800に減りまして、その後、今日時点では 1,718です
から、時限立法的にこの何年間かに合併を実施したところに対しては財政援助をするという効果が
あって、そういうことが実現したということを考えますと、今回、これからやっていくペーパーの中に、
広域化・官民連携の推進という中で、財政支援を検討するということがございますが、ここにつま
ましては時間軸のある形で、いついつまでにやれば財政支援が得られるという形を講じることによ
って、やはり危機感をもって対応していただけるような対応がぜひ必要なのではないかと。その意味
では、厚生労働省さんだけではなく、事業体の経営面についてもやられています総務省さんとの
連携も必要だと思います。

それから、これは今、新水道ビジョンということでの議論ですけれども、もともと水道法が改正され
たのが2001年、今から14年前で、最初の水道ビジョンと出たのが2004年ですから、2004年から今
日までの11年での進捗状況を考えますと、他国でのいろいろな状況を比べると非常におくれてい
るという危機感をもたなくてははいけないと私は思うので、新水道ビジョンが原点ではなく、最初の水
道ビジョンから考えますと、1年たつての進捗状況は非常におくれていっている部分が、日本の水道が海
外に出おけているということにつながっていると思いますので、ぜひ時間軸のある対応をしていく
中では、特に財政支援が出てくるというのは今回初めてだと思うので、そこを自治体をもっとやる気
をもって推進する起爆剤になるという意味では、期限をもった対応をぜひしていただければと感じ
ますので、よろしく願いいたします。

○ 滝沢議長

ご意見ということで、ほかにご意見はございますか。

○ 秋葉統括研究官

5つ目の水質保全対策という観点からですけれども、先週、うちの事務方から、水道課の所掌が、
局がかわったということで連絡が来まして、水道課と生活衛生課が薬学に移るということでありまし
て、私どもの研究所も、10年前の組織再編のときに、保健医療科学院に行くか、国衛研に行くか
という話もあって、そういった議論が残ったのかなと思ったのです。

結局、水質関連の観点からといいますのは、厚生労働省の中の研究所が抱えている団体がご
ざいまして、例えば国立感染研究所ですと衛生微生物協議会、今の保健科学院ですと公衆衛生
情報協議会というのをもちまして、薬学の人たちの集まりの国立医薬品食品衛生研究所で
は衛生化学技術協議会をもちているのです。3、4年ぐらい前からそちらにも出てくれということで、
私もその協議会の研究発表会に出ているのです。

その中で、衛生研究所は薬学の方が分析等を行っているものですから、飲料水とか我々に関係
する発表とかがたくさんあるにもかかわらず、例えば水道事業体の方々と連携を何かやっているか
という、県型の水道事業体ですとそういうことはあり得るのでしょうかけれども、余り連携ができていな
いという印象があります。この間の大分のカビ臭のときに私が現場に行きましたら、県型のダムで酸
性藻類、藍藻類が大発生したということでありまして、下流の大分市の事業体が非常に困ったわけ
です。これまでほとんど県型ですから、地方の衛生研究所が定期的に水質の調査をしているので
すけれども、ほとんど情報交換がなかったということでもあります。

そういったことで、今回、局がかわって薬学系に行くということでもありますので、連携の仕方、管理
が徹底されるのかどうかあれですけれども、変わるところはあるのでしょうか。これは今、かわったば
かりで非常に難しいのでありますけれども。

我々も今、実は事業仕分けを行って、3、4年目で外部評価を受けて、今、将来ビジョンをつくっ

ていて、こういう方向に行きましようということをやっている矢先にこういうことがあって、我々も例えば国衛研に行きますと、国衛研のほうでは、事業仕分けのときにかなりいわれたのですけれども、生活衛生化学部の第3室は水道管理をやっていますので、そういったところのすみ分けをどうするのだとか、そんなことをやられていて、これからどうするのだろうということでもいろいろありますが、そういった意味で、水質管理については薬学の方と連携が進むような気がするのです。先週の話ですので、情報提供的なのですけれども。

○ 松田課長補佐

今の時点でなかなかお答えしにくいところもあるのですけれども、今、事実関係としては、水道課も含めた局間の組織再編があるというのは事実でして、今、健康局の中に水道課と生活衛生課の2課があるのですが、それが医薬食品局食品安全部の中にその2課が移行する。そうすると、食品安全部という名前ではなくて、生活衛生部になります。もちろんその部の名前自体がどうなのだみたいなのは、我々としても思うところはありますけれども、それはそれとして、ひとまず組織再編があって、それが恐らく7月を目標にあるのではないかという話がございます。

そうすると、施策的にどうなるのかと。もちろん我々としては、水道課の取組というのは、局がかわってもやるべきことは引き続きやっていくわけですが、例えば水質などでいえば、食品の規制と水道水の規制というのが比較的似ている部分もございますので、例えば食品安全部の今の基準審査課と水道水質管理室で連携をさらにもっと強めていながら取組をしていくというのは1つ考えられますし、また、国衛研に比較的近いのは医薬食品局だったということであれば、局は違えども、今もう既に国衛研さんとはしっかり連携しながらやっているとは思いますが、そちらの取組とさらに連携をして進めていくことはあるかと思えます。

また、ダムの話もございました。それも薬系と連携を進めていくということは、もちろん今でもやらなければいけないことだとは思いますが、それはそれとして進めていくのだと思えますけれども、それは別の流れで、水循環基本法などで水循環基本計画をどういう中身にしていくかということで関係省庁の方でもいろいろディスカッションをされています。我々としても、水道水質の問題などはダムの問題と非常に密接にかかわってきますので、そういったものが霞が関の中だけではなくて、例えば地域の流域協議会的なものの中でしっかり共有されて、その中に水道事業者の方にも入っていただいてというようなことを我々としてもできないかというのは少し考えていきたいと思えます。

いずれにしても、組織再編の中でさらに取り組むべき事項は、それはもっと前から考えなければいけないといわれればそうなのですけれども、局がかわったときに、さらに何ができるかというのを考えていくことになると思えますし、また、水循環基本法の中で関係省庁等との連携というものをしっかり進めていくことになるのだろうと思えます。

以上です。

○ 滝沢議長

まだご意見あるかと思えますけれども、ほぼ予定の時刻になってきております。その他ということで幾つか参考資料がついてございますけれども、こちらのほうはご紹介いただく必要がございますか。参考4、ポータルサイト、参考5、予算についてですが、これはごらんいただければよろしいですか。

○ 松田課長補佐

中身はみていただければと思えますけれども、参考4の新水道ビジョンポータルサイトは、もう既に我々の水道課のホームページのサイトでアップしております。ただ、このサイト、新着情報がまだ空欄になっていますので、きょうの会議の状況とか、また皆様方のいろいろな取組があれば、こういう情報も箱の中にどんどん入れて我々も紹介していきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また、参考5の水道関係予算につきましては、宮崎課長からも紹介がございましたので、この中身はもう既にアップされているものですから、詳しくはごらんになっていただければと思えます。

以上です。

○ 滝沢議長

どうもありがとうございます。何かありますか。いいですか。

それでは、予定の議事が終了いたしました。まだ議論すべきこともあるかと思いますが、この新水道ビジョン推進協議会、開催頻度は決して多くありませんが、この協議会だけが新水道ビジョン、将来の水道について議論する場ではありませんので、これ以外の場でも、きょういただいたような重要なご指摘もございましたので、来年度とはいわず、今年度できることは今年度中に、予算も額は多くないけれどもというご説明でしたが、めり張りのついた予算の配分ということでご検討いただけることだろうと思います。

年度内にできることは年度内に、また来年度に向けて、しかるべくやるべきことはしっかりと取り組むということで、皆さんご了解いただければと思います。

それでは、議事を終了いたしましたので、司会を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○ 宮崎課長

長時間にわたりましてご議論ありがとうございました。また、各団体の活動報告もいただきましてありがとうございました。私自身、十分承知していない内容もあったりして大変勉強になりました。ありがとうございました。

今後ともこの新水道ビジョンの推進につきまして、形はどうあれ、いろいろなやり方を絡ませながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。本日のご議論を踏まえまして、さらに活動を具体化させていきたいと感じた次第です。

補足的になりますけれども、先ほどの官民連携も、予算について説明しませんでした。予算書の2ページに、新たな予算として官民連携等基盤強化支援事業費なるものが出ておまして、こういうものを進めていきたいと思っております。新規の予算がなかなかとりづらい中でも、そういうものにちゃんと目配りしておりますというご説明であります。

それと、時間感覚をもってというお話もありました。今、簡易水道協会の方々に非常にご苦労いただいておりますけれども、簡易水道の統合というのをこの7、8年ずっとやってまいりました。これは実は予算的には28年度までの事業なのです。そこまでに統合計画を出して事業をやっている方には、28年度までは特別の補助金が出るということでやっております。ですから、なるべく前倒しでやってもらったほうが長くもらえるということになっているわけです。

来年度以降、水道事業についても広域化を進めていきたいということで、同じようなことを考えつつありますが、中身については、きょうの時点ではまだ申し上げにくいので、そういうことも考えているということでもあります。

老朽化対策、耐震化も緊急の課題ではあるのですが、私自身も昨年7月から旗を振っているつもりですが、笛吹けどという状況も若干感じておりますので、こういう機会、あるいは都道府県の方々、事業者の方々への説明会を通じて、水道の危機感をもう少し一般の人にわかっていただけるような工夫をしなければいけないと非常に感じてこの半年間過ごしてまいりました。

これからも新水道ビジョンの理想像の実現に向けまして、冒頭申しましたように、将来の世代にも水道というありがたいシステムが維持できるように、我々現役世代としては頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力、ぜひよろしくお願いいたします。きょうはありがとうございました。

——了——